

2-4 ボランティア・NPO等による対応

(1) 令和2年に発生した主な災害におけるボランティアの対応

令和2年7月豪雨においては、山形県、岐阜県、島根県、福岡県、長崎県、大分県、熊本県において、社会福祉協議会による28の災害ボランティアセンター（以下この節において「災害VC」という。）が立ち上げられ、災害VCを通じ、累計約4万8千人のボランティアが活動を行った（令和3年4月15日現在）。発災当初は、主に家屋内からの泥出しや家具の片づけ等の作業に当たり、復旧・復興期には、見守り活動等（高齢者・障害者等の見守りなど）が実施されるなど、地域の実情に応じた被災者支援活動等が展開された。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被災地ではボランティアを県内や市町村内に限定して募集するとともに、ボランティアにマスクの着用、手洗い、人と人との距離の確保など、基本的な感染予防対策の実施を求めた。さらに、熊本県では、ボランティアの減少を補い、被災者の生活再建を支援するために、これまで主にボランティアが行っていた被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出を、市等の災害廃棄物処理事業等により、地元民間事業者等に委託して行い、事業を実施する際にはボランティア活動との分担も調整し、行政、民間事業者等、ボランティアが連携した取組が行われた。

また、災害VCを通じたボランティアの支援のみならず、専門性を有するNPO等により、土砂・がれきの撤去など被災家屋への技術的な支援や、被災地における災害廃棄物への対応、避難所の運営支援、在宅避難者支援、仮設住宅への支援、生業支援など、幅広い分野で支援活動が行われた。

災害ボランティア、情報共有会議の活動状況

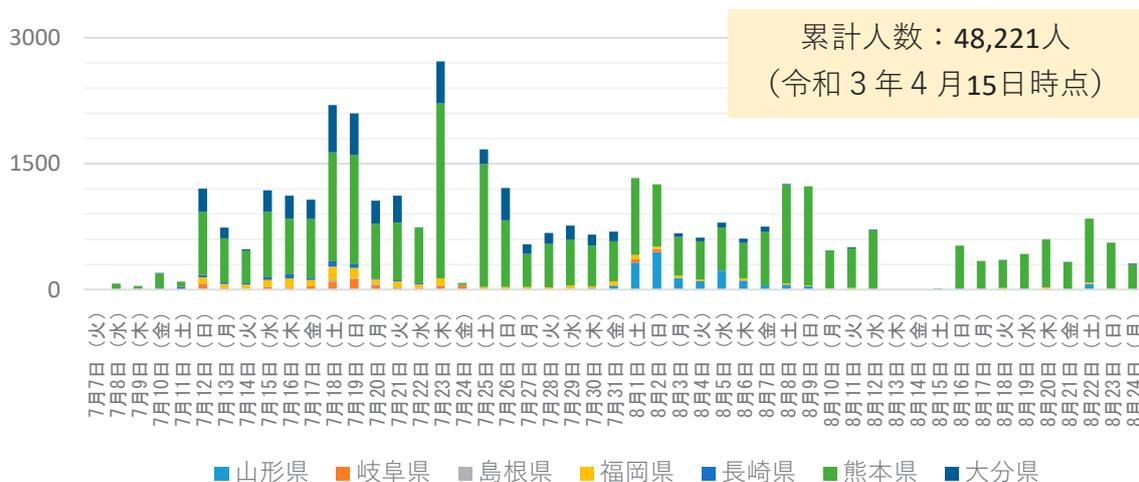
	令和2年7月豪雨（令和3年4月15日現在）
災害VC数	28
災害ボランティア数（累計）※1	48,221人
NPO等ボランティア活動実施団体数※2	196

※1：災害VCを経由したボランティアの人数

※2：福岡県、熊本県、大分県にて情報共有会議に参加した団体の数

出典：内閣府調べ

災害ボランティア人数の推移



出典：内閣府資料

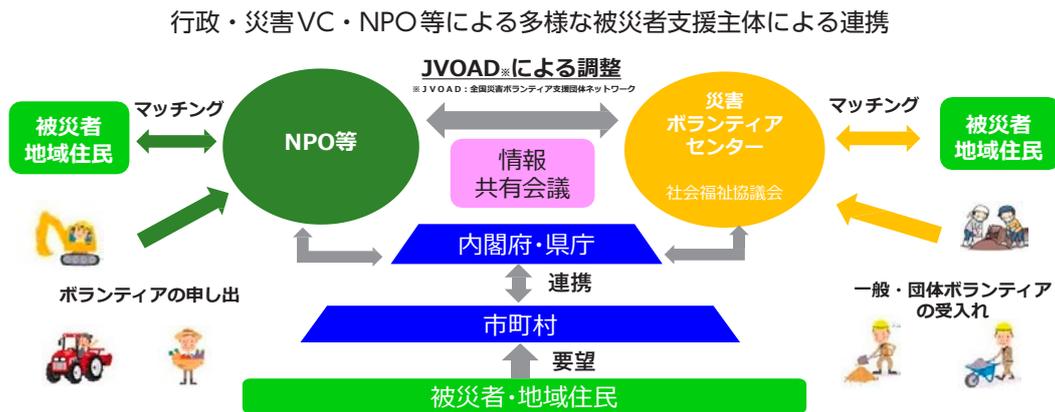


令和2年7月豪雨時におけるボランティア活動の様子

(2) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の進展

平成28年の熊本地震以後、大規模災害時には、被災地で行政・社会福祉協議会・NPO等の多様な被災者支援主体が、情報共有会議を立ち上げて支援活動に関する情報を共有し、活動を調整することが定着してきている。

令和2年7月豪雨では、令和2年7月7日以降、情報共有会議が定期的に各被災地（岐阜県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県）で開催され、ボランティア不足への対応、在宅避難者への支援など、行政・ボランティア・NPOによる連携のとれた支援が実施された。特に熊本県では、人吉市と球磨村において、NPOが避難所の運営を支援するなどの協働・調整が図られた。



被災各県における情報共有会議の開催状況

岐阜県	岐阜県災害ボランティア連絡調整会議 (7/13, 7/21)
福岡県	令和2年7月豪雨福岡情報共有会議 (7/11, 7/21, 7/30, 8/6)
佐賀県	葉隠会議 (7/17, 7/24)
熊本県	火の国会議 (7/7~毎日開催、8/4~毎週火・木開催) ※熊本地震以降、定期的に開催されていたが、 7/8から令和2年7月豪雨に関する内容で開催
大分県	おおいたの被災地をみんなで考えよう！ (7/11, 7/16, 7/22, 7/29, 8/5, 8/12, 9/2)



熊本県における情報共有会議の様子

全国域での取組としては、内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）等により「全国情報共有コア会議」が開催され、新型コロナウイルス感染症の影響下において、広域的な移動が伴わない被災地支援の方法の検討などが行われた。



全国情報共有コア会議の様子

【コラム】

環境省と自衛隊との災害廃棄物対応に関するマニュアル策定について

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）や令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、市町村や民間事業者のみでは、収集運搬体制が十分に構築できず、路上に災害廃棄物が堆積した事例があった。このため、被災自治体が応援自治体や民間事業者の支援を受け収集運搬体制を構築したほか、環境省、自衛隊、ボランティア関係団体を始めとした、関係省庁や関係機関が連携しながら処理を進めてきた。

環境省と防衛省は、これらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画に基づき、環境省、防衛省、自治体、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を令和2年8月に策定した。

連携マニュアルの中で、災害廃棄物の処理主体はあくまで市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応に当たることが前提であるとされている。その上で、環境省では発災時の役割分担に係る総合調整、市町村に対する財政支援策の周知、民間事業者との協定締結の促進を含めた助言等を担うのに対し、防衛省・自衛隊においては、被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、「事態やむを得ないと認める場合の応急対策」として活動を実施することになっている。

また、マニュアルの中で、関係者間の連携のグッドプラクティスの具体的な事例として、令和元年東日本台風の際に、市民・ボランティア・県・市・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を活かした活動ができるよう、関係者との間で役割分担を実施して効果的な撤去を実現した長野県長野市の「One NAGANO」の取組を取り上げている。

「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」は環境省のホームページの災害廃棄物対策情報サイト等で確認することができる。今後も、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう連携を強化していく。

（参照：http://kouikishori.env.go.jp/action/cooperation/pdf/cooperation_01.pdf）

自衛隊の作業前後の様子（7月16日熊本県球磨村）



【コラム】

人吉市での家屋の災害廃棄物対応における自衛隊との協力、民間の力の活用について

令和2年7月豪雨では、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で被害が生じ、それに伴い多くの災害廃棄物が発生した。環境省では、本省職員や支援自治体の職員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家からなる現地支援チームの派遣、公益社団法人全国都市清掃会議や民間団体の協力による県内外の自治体や民間事業者からのごみ収集車の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等を実施した。

災害廃棄物の被害が甚大であった市町村の一つである熊本県人吉市では災害初動期において、排出困難者に対する大型災害廃棄物撤去支援が実施された。片付けごみの搬出において、畳・家具・家電・金属は重く、取扱いに苦慮する部分もある中、自衛隊や民間事業者との円滑な連携で、これらの四品目を一掃し、分別された大型廃棄物の撤去により片付け作業が進み、生活再建を強力に後押しすることができた。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響下という状況を勘案し、地元の企業やボランティアに事前周知した上で、市街地で集中的に片付けごみの家屋からの搬出を実施した。家屋から集積所に大型災害ゴミを搬出した後は、自衛隊員等が集積所の畳・家具・家電・金属をトラックに積み込み、専用仮置場で荷下ろしを行い、自治体職員の誘導・指導の下で、民間事業者が処分場への運搬を実施した。また、その他にも環境省が支援自治体、民間の関係機関等と連携して道路輸送や海上輸送による災害廃棄物の広域処理の実施、損壊家屋の解体の体制構築等により、着実に処理が進められた。

大規模災害時の廃棄物処理において、民間事業者やボランティア団体を含めた多様な関係者等による支援・協力は不可欠であり、発災時を見据えた平時からの連携体制の構築を引き続き行っていく。

大型災害ゴミ撤去支援（熊本県人吉市）

①大型災害ごみの撤去作業前
(7月11日)

②自衛隊作業中（7月11日）



③自衛隊作業後（7月11日）



④清掃事業者作業中（7月12日）



⑤全作業後（7月12日）

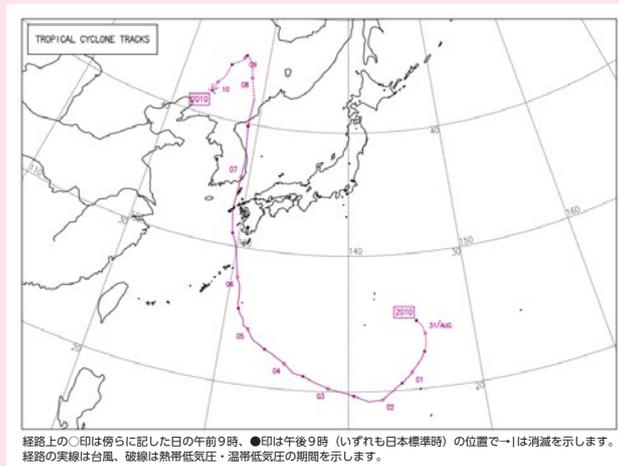
【コラム】
令和2年台風第10号について

大型で非常に強い令和2年台風第10号については、令和2年9月5日から7日にかけて特別警報級の勢力まで発達して、沖縄地方や奄美地方に接近し、その後も特別警報級の勢力を維持したまま北上して、九州に接近又は上陸するおそれが生じた。当時、台風が接近する地域では記録的な大雨・暴風・高波・高潮に最大級の警戒が必要と見込まれていた。このため、政府では、同月4日と6日に武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）から国民への早期避難を求める呼びかけを行うとともに、9月5日には内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁から関係都道府県に早急な避難についての事務連絡を送付し、知事・副知事等に市町村長への働きかけ等を依頼した。

台風第10号は、9月5日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で南西諸島と九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、8日3時に温帯低気圧に変わった。長崎県野母崎で最大風速44.2メートル、最大瞬間風速59.4メートルとなり、南西諸島や九州を中心に猛烈な風又は非常に強い風を観測し、観測史上1位の値を超えるなど、記録的な暴風となった。また、宮崎県日向沖で11.4メートル、鹿児島県屋久島で10.4メートルの高波が観測されるなど、南西諸島や九州で猛烈なしけとなった。宮崎県神門で4日から7日までの総降水量が599.0ミリとなり、宮崎県の4地点で24時間降水量が400ミリを超えたほか、台風の中心から離れた西日本や東日本の太平洋側で24時間降水量が200ミリを超える大雨となった。

台風第10号では鹿児島県を始めとする九州地方を中心に、死者3名、行方不明者3名等の人的被害や、住家の全壊7棟、半壊40棟、一部破損1,637棟等の被害が発生し、土砂災害が発生したほか、約530,000戸の停電や約4,600戸の断水等のライフライン、道路や鉄道等の交通インフラ、農作物等にも被害が生じた。

令和2年台風第10号経路図



出典：気象庁

人的・住家被害（令和2年12月10日現在）

	■人的被害			■住家被害					
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
佐賀	1	0	7	三重	0	0	1	7	83
長崎	0	0	16	福岡	0	1	195	0	0
熊本	0	0	22	長崎	4	15	24	0	0
宮崎	1	3	7	宮崎	2	0	6	0	5
鹿児島	1	0	14	鹿児島	1	20	1,276	1	3
その他	0	0	44	その他	0	4	135	23	145
合計	3	3	110	合計	7	40	1,637	31	236

出典：内閣府資料

2-5 令和2年台風第10号を踏まえた今後の台風における避難の円滑化について

令和2年台風第10号への対応については、当該台風が非常に強い勢力を維持して九州にかなり接近又は上陸するおそれがあり、最大級の警戒が必要であったことから、関係地方公共団体において、住民に対して早急な避難の呼びかけを行うなど、多くの方々が危機意識をもって早期の避難行動をとったものの、避難所の中には収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした事例が多くあった。

内閣府では、台風第10号による避難者が多かった地方公共団体に対して、避難所の運営実態等について調査を実施し、今後、地方公共団体において、平時及び台風が接近した際の対応について留意すべき点を整理して、全国の地方公共団体に通知した。以下は、その主な留意すべき点である。

(1) 様々な避難先の確保等を促す周知・広報

避難先の確保に関する情報や避難情報、避難所の混雑状況に関する情報等を住民の方々に周知するに当たり、台風の際などには、防災行政無線の音が聞こえづらいとの指摘もあるため、戸別受信機や固定電話への避難情報等配信サービス等の活用、ホームページなどのインターネットによる情報提供など、効果的な情報発信の手段についても平時から検討すること。

(2) 避難の円滑化のための収容人数等の周知

令和2年台風第10号においては、避難所においても、新型コロナウイルス感染症対策として、3つの「密」の回避が求められ、収容人数が限られたことから、多くの市町村において収容人員を超過した避難所があり、

- ①他の避難所へ行くことができる天候の段階で他の避難所を紹介
- ②避難所で、避難スペースとして想定していた以外のスペースを避難スペースとして開設
- ③急遽、避難所を増設

等により対応した事例が多くあった。

こうしたことを踏まえ、以下のようなことについて、地方公共団体に周知した。

- ①平時から、早めの避難を促す準備を進めること
- ②安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等に避難すること、安全な場所にいる人は避難の必要がないこと等、避難を分散化させるための周知を行うこと
- ③収容人数を超えたことを住民に周知する方法として、多くの市町村では、当該避難所での掲示・口頭での説明であったが、避難所の開設・混雑状況を地方公共団体のホームページや防災メール・防災アプリ、防災無線等を活用して、住民に周知・広報した市町村もあったこと
- ④特定の避難所に避難者が集中することを防ぐ手段として、インターネット等で避難所の混雑状況をお知らせすることは、適切な情報に基づく避難を可能にし、避難所間の移動を防ぐこと等から、有効な方法であること

(3) 必要な避難所の当初からの開設

避難所の中には収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした事例があった。市町村においては、新たな避難所を開設することにより、必要な避難所を開設できた市町村があったが、新たな避難所を開設することは、開設情報を住民に十分に周知できない可能性があること、避難所間の移動における危険性もあることから、災害の大きさを適切に判断し、必要な避難所を、できる限り当初から開設すること。

2-6 令和2年12月～令和3年1月の大雪による災害

(1) 概要

令和2年度は12月から1月にかけて大雪、それに伴う自動車の立ち往生、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が発生した。

12月16日からの大雪については、令和2年12月14日から21日にかけての強い冬型の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に雪が降り、期間降雪量（12月14日から21日）が群馬県藤原で291cmとなったほか、新潟県津南で278cm、青森県酸ヶ湯（すかゆ）で243cmとなるなど、関東地方や北陸地方、東北地方の山地を中心に大雪となった。また、群馬県藤原では、48・72時間降雪量の期間最大値が歴代全国1位（アメダス観測値による統計）を更新する記録的な大雪となった。この大雪により、北日本から西日本にかけて道路の通行止め、鉄道の運休、航空機・船舶の欠航等の交通障害、除雪作業中の事故が発生した。特に新潟県や群馬県の関越自動車道で2,000台を超える大規模な立ち往生が発生し、車両の移動及び通行止め解除に2日以上を要した。この大雪では新潟県の1市1町に災害救助法が適用された。

1月7日からの大雪においては、令和3年1月7日から11日にかけて急速に発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない九州などでも積雪となったところがあった。7日から11日にかけての期間降雪量は、新潟県高田で213cm、岐阜県白川で192cm、福井県大野で158cm、長崎県長崎で21cmとなった。また、7日から9日にかけて発達した雪雲が流れ込み続けたため、北陸地方を中心に3時間に20cmを超える顕著な降雪量を観測したほか、新潟県高田では9日に24時間降雪量103cmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。この大雪等により秋田県や新潟県の広い範囲で停電が発生したほか、除雪作業中の事故が発生した。また、北日本から西日本にかけて道路の通行止め、鉄道の運休、航空機・船舶の欠航等の交通障害が発生したほか、福井県等では車両の立ち往生が発生した（北陸自動車道において、大型車のスタック等を契機に約1,600台の滞留車両が発生等）。この大雪では秋田県4市2町1村、新潟県6市、福井県5市、富山県4市に災害救助法が適用された。

1月19日には宮城県大崎市の東北縦貫自動車道下り線（北行き）において、普通車に大型車が追突する交通事故を先頭に5ヶ所計約7キロメートルにわたり多重衝突事故が発生した（車両175台（約200名）が関係）。事故当時に現場は吹雪でホワイトアウト状態であったとされ、この事故により死者1名、重傷者4名、軽傷者14名が生じた。

なお、今冬（～令和3年4月30日）の雪による死者は110名、重傷者は675名、軽傷者は1,030名となった（消防庁情報、令和3年5月14日現在）。

(2) 政府等の対応

12月16日からの大雪において、政府は令和2年12月16日13時から関係省庁災害警戒会議を開催した。そして、翌日17日6時55分に情報連絡室を設置し、同日7時45分に官邸対策室に改組した。さらに同日15時35分から大雪に関する関係閣僚会議を開催した。

1月7日からの大雪において、政府は令和3年1月6日13時15分から関係省庁災害警戒会議を開催した。そして、同月8日15時30分から大雪等に関する関係閣僚会議を開催した。また、同月14日には小此木内閣府特命担当大臣（防災）が新潟県及び富山県の現地視察を実施した。

そして、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が、躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を1月22日に取りまとめた。



関越自動車道の立ち往生発生状況（令和2年12月18日）（国土交通省資料）

2-7 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害

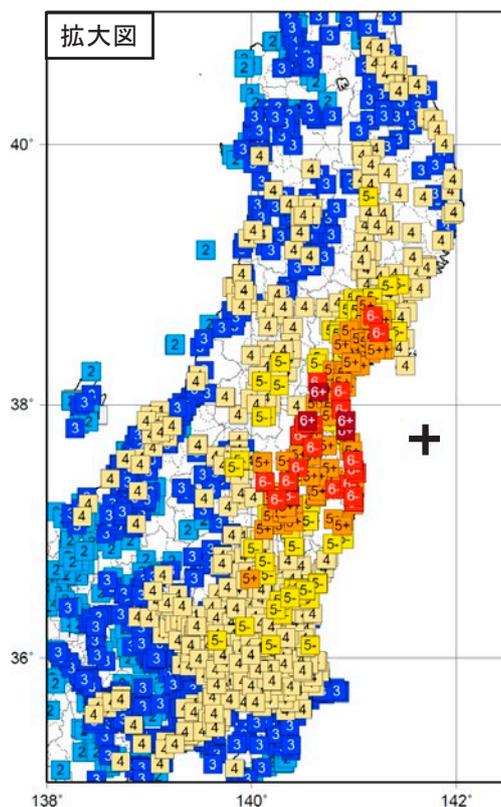
(1) 概要

令和3年2月13日23時07分に福島県沖の深さ55kmでマグニチュード7.3の地震が発生し、福島県国見町、相馬市、新地町及び宮城県蔵王町で震度6強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から中国地方にかけて震度6弱から1を観測した。

この地震により、宮城県の石巻港で0.2m、宮城県石巻市鮎川、仙台港、福島県相馬市で0.1mの津波を観測した（津波の観測値は速報値）。

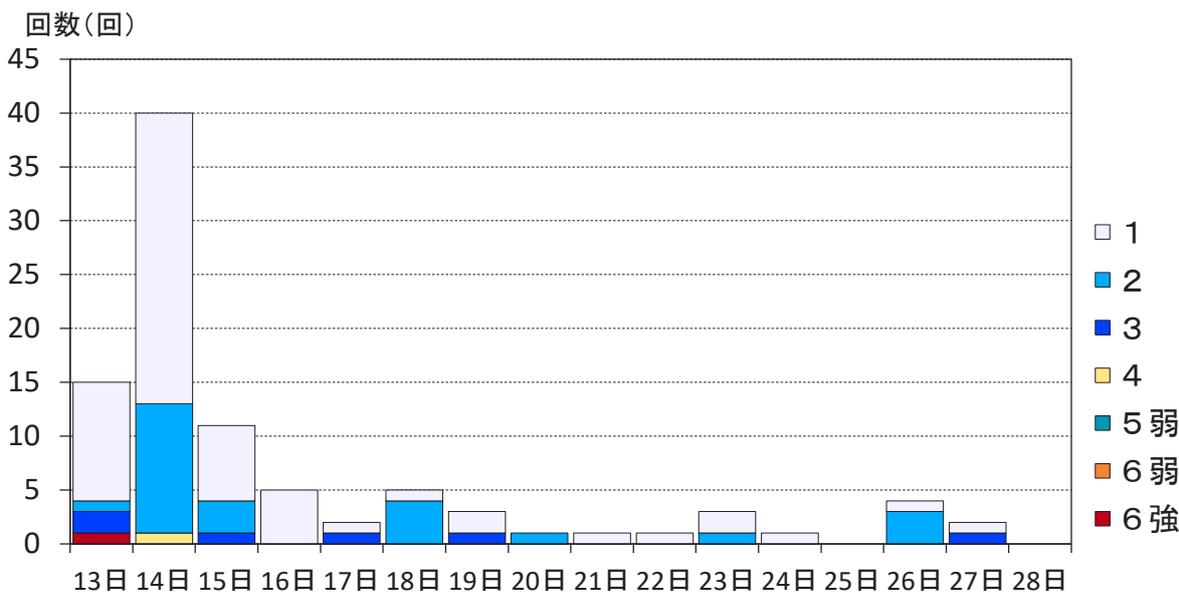
この地震の発生後、震源付近では地震活動が活発な状態で推移しており、2月28日までに震度1以上を観測した地震が93回、このうち震度3以上を観測した地震が7回発生している。

震度分布図



出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

震度1以上の日別地震回数グラフ（令和3年2月13日23時～2月28日24時）



出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

(2) 被害状況

この地震により、死者は1名（福島県）、重傷者は16名（岩手県1名、宮城県6名、福島県4名、栃木県3名、埼玉県1名、千葉県1名）、軽傷者は170名となった（消防庁情報、令和3年5月21日現在）。

人的被害（令和3年5月21日現在）

	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
宮 城 県	0	6	58
福 島 県	1	4	95
そ の 他	0	6	17
合 計	1	16	170

出典：内閣府資料

住家被害については、全壊が96棟、半壊・一部損壊が28,985棟であった（消防庁情報、令和3年5月21日現在）。

この地震の影響で、東京電力管内及び東北電力管内で最大95万戸の停電が発生するとともに、宮城県、福島県、茨城県、栃木県において最大26,000戸超の断水が発生するなど、ライフラインへの被害のほか、土砂崩れによる道路の通行止め、鉄道の運休等の交通インフラにも被害が発生した。

また、福島県の8市9町に災害救助法が適用された。



路面のひび割れ（福島県二本松市）



ホテルの壁面のひび割れ（福島県郡山市）

（3）政府等の対応

政府は、令和3年2月13日23時9分に官邸対策室を設置し、同時刻に菅内閣総理大臣から「早期の被害状況の把握」「救命・救助等の災害応急対策への全力の取組」「国民への適時的確な情報共有」に関する指示を行うとともに、翌14日1時5分に内閣府調査チームを福島県庁へ向けて出発させ、さらに同日9時から関係閣僚会議（第1回）を開催した。

2月16日には小此木内閣府特命担当大臣（防災）が福島県の現地視察を実施した。

そして、2月26日に東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。



現地視察を行う小此木内閣府特命担当大臣（防災）

第3節

令和2年度の災害を踏まえた対策

3-1 被災者生活再建支援金の支給対象の拡大について

「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、その生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給し、生活の再建を支援するための法律であり、平成10年に制定されてから、これまで累次の改正が行われてきた。

近年、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨などを始めとする大規模災害が相次ぎ、制度の拡充を求める声上がる中、平成30年11月の全国知事会の提言等を踏まえて、令和元年6月に「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」（以下「実務者会議」という。）が設置された。さらに、令和2年7月豪雨の発生を踏まえ、同年7月22日には、全国知事会より、これまで全国知事会が要望してきた被災者生活再建支援制度の半壊世帯までの対象拡大について、早期に結論を出し、施策に反映するとともに、令和2年7月豪雨の被害にも適用させることを求める緊急要望が政府に対して行われた。これらを踏まえ、同月30日に実務者会議にて、支援金の支給対象を大規模半壊世帯に満たない半壊世帯の一部まで拡大する検討結果報告が取りまとめられた。

この検討結果報告を受けて、政府内の調整・検討を進めた結果、令和2年11月の臨時国会に「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」が提出され、衆参両院の審議を経て、令和2年12月2日に全会一致で可決・成立、同月4日に公布・施行された（令和2年法律第69号）。

改正法では、支給対象となる被災世帯として、住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（損害割合が30%台の半壊世帯）を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃借する場合は25万円を支給することとしており、令和2年7月豪雨以降に発生した災害について適用することとした。

被災者生活再建支援金支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

3-2 被災地の実情・課題等を踏まえた災害救助法の運用について

令和2年7月豪雨において、熊本県を中心に、球磨川の氾濫により大規模な住家被害等が発生し、多数の被災者が避難を要することとなった。特に被害の大きかった中山間部の市町村では、応急仮設住宅の供与のために活用できる建設地や民間賃貸住宅が不足するなど、応急的な住まいの迅速な確保に課題が生じる事態となった。

こうした状況を踏まえ、できる限り円滑で適切な救助の実施に向けて、次のとおり、被災地の実情・課題等を踏まえた「災害救助法」の運用に努めた。

(1) 応急修理期間中の応急仮設住宅の使用

これまで、全壊等で住宅が利用できない者を対象とした応急仮設住宅と、住宅を修理すれば住むことができる応急修理は、目的や対象が異なるため、併用は認められていなかった。

しかし、令和2年3月31日に総務省によりまとめられた「災害時の『住まい確保』等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」に基づき、「応急修理制度の申込み後、修理完了までに長期間を要している被災者等損壊した自宅に居住し続ける者に対し、応急仮設住宅の供与を可能とすること」との勧告が行われた。

(参照：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_200331.html#kekkahoukoku)

さらに、近年、工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化し、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯等が多数存在する状況がみられるとともに、令和2年7月豪雨においては、被災自治体から、被災者の自宅の修理期間中における被災者の住まいの確保を求める声があった。

これらの状況を踏まえ、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理の長期化が見込まれる半壊以上の世帯を対象に、災害発生の日から6ヶ月間、応急仮設住宅の供与を可能とすることとした。

本制度は、令和2年7月豪雨から支援の対象とされ、以降は恒久的制度として、「災害救助法」が適用された災害が対象となる。

応急修理期間中の応急仮設住宅の使用

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

<概要>

- ・対象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・使用期間：災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

(2) 公営住宅の用途廃止による応急仮設住宅としての供与

令和2年7月豪雨において、大規模な被害を受けた熊本県人吉市においては、住家に被害を受け住むことができなくなった被災者のための応急的な住まいとして活用可能な民間賃貸住宅や、すぐに入居可能な公営住宅が足りず、建設型応急住宅も適地不足で十分な数を整備できないことが想定された。このため、市営住宅の空室160戸を用途廃止した上で、入居のために必要な浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え等の改修を行い、応急仮設住宅として供与をした。



用途廃止した市営住宅の改修（熊本県人吉市）

【コラム】

令和2年7月豪雨における熊本県の応急仮設住宅

令和2年7月豪雨で特に被害の大きかった熊本県においては、災害により住家に被害を受けた被災者に対し可能な限り迅速に応急的な住まいを提供し、被災者の安心・安全を確保するための有効な取組がなされた。

①被災住民に対する応急仮設住宅等住まいの確保に関する見通しの早期公表

熊本県では、被災市町村と連携し、罹災証明書の発行件数等から把握した住家の被害状況を踏まえ、被災者の住まい確保の必要戸数を推計した上で、その確保に向けて賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、公営住宅等の必要戸数を検討し、同県の災害対策本部会議で示した。発災後、避難所等で避難生活を送り、住まいに対し不安を抱える被災者にとって、地方公共団体が早期に住まいの確保の見通しを示すことは安心感につながる。このように、被災者に対する応急仮設住宅等の住まいの確保を図る上では、災害時には早期に必要な戸数の見通しを立てて、その確保を図っていくことが重要である。

応急仮設住宅等への対応

市町村名	住まいの確保が必要な想定戸数	応急的な住まいの確保				既に工事着手している仮設住宅の内容				
		賃貸型応急住宅利用の想定戸数	公営住宅等の活用(予定を含む)	建設型応急住宅必要戸数	着手済み戸数	今後必要戸数	仮設地地名	戸数	着手日	入居予定
球磨村	400戸 +α	60戸	7戸	300戸 +α	269戸	31戸 +α (50戸程度 検討中)	多目的広場仮設団地	33戸	7/16	8/2~
人吉市	600~ 800戸	150戸	186戸	290~ 490戸	265戸	25~ 225戸	球磨村グラウンド仮設団地	113戸	8/1	9月下旬
							さくらドーム仮設団地	35戸	8/7	9月中旬
							大王原公園仮設団地(臨時)	88戸	8/7	10月中旬
							人吉体育館仮設団地	15戸	7/11	8月中旬
							植山グラウンド仮設団地	33戸	7/15	9月上旬
							村山あやめ広場仮設団地	16戸	7/19	9月上旬
							下原田第一仮設団地	18戸	7/30	9月中旬
							下原田第二仮設団地	11戸	7/30	9月中旬
西面上町仮設団地	51戸	8/1	9月下旬							
石野公園仮設団地	37戸	8/13	10月中旬							
村山公園仮設団地	84戸	8/13	10月中旬							
八代市	300~ 600戸	200~ 500戸	42戸	40戸 +α	40戸	+α	市足球場仮設団地	26戸	7/19	9月上旬
津奈木町	120戸	30戸	30戸	60戸	50戸	10戸	吉岡中町仮設団地	14戸	8/9	10月上旬
津奈木町	10戸	-	-	10戸	10戸	-	女島ゆめもやい緑地仮設団地	50戸	7/15	9月上旬
相良村	25戸	-	1戸	24戸	24戸	-	津奈木町男島仮設団地	10戸	7/28	9月下旬
山江村	25戸	-	-	25戸	25戸	-	わんぱく広場仮設団地	16戸	7/13	8月中旬
計	約1,500~ 2,000戸	440~ 740戸	266戸	約800~ 1,000戸	683戸	約100~ 300戸	運動公園仮設団地	8戸	8/1	9月中旬
							中央グラウンド仮設団地	25戸	7/11	8月中旬
								683戸		

出典：8月19日「令和2年7月豪雨に係る熊本県災害対策本部会議」資料
 (参照：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/51182.html>)

②ムービングハウスを活用した早期の応急仮設住宅の供給

平成30年7月豪雨を契機に、応急仮設住宅としてトレーラーハウスやコンテナハウス等を活用する事例がみられるようになってきている。これらは設置場所における水道・下水等のインフラの整備状況等の条件が良ければ迅速に供与することが可能であり、令和2年7月豪雨において、熊本県球磨村では、7月4日の発災後、北海道や茨城県など他地方公共団体の展示場に設置されていたムービングハウスを輸送して活用することで、33戸の応急仮設住宅を発災から2週間程度で着工し、1カ月程度で供与を実現した。最終的に熊本県ではムービングハウスを活用した応急仮設住宅を68戸供与した。



球磨村で整備された応急仮設住宅（左手前・奥がムービングハウス、右が木造仮設住宅）

(3) 公助による救助とボランティア活動との調整事務に関する支援

「公助」の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に実施するためには、「公助」による救助と「共助」であるボランティア活動とを整理する等の調整（例えば、被災現場での役割分担、被災者のニーズとのマッチングなど）が必要であるが、近年、ボランティア活動が活発化する中、こうした調整の負担は増加している。このため、令和2年7月豪雨を契機として、「公助」による救助とボランティア活動との調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンター（以下この節において「災害VC」という。）に委託する場合、当該事務に必要な人員の確保に要する経費（人件費（災害VCの設置・運営者の職員の時間外勤務手当並びに設置・運営者が新たに直接雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。）及び旅費（被災自治体外

から災害VCに派遣する職員に係る旅費))については、災害救助費負担金の国庫負担の対象とすることとされた。

本制度は、令和2年7月豪雨から適用され、以降は恒久的制度として、「災害救助法」が適用された災害において適用される。

【コラム】 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンター（災害VC）は、近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための組織であり、主に被災地域の都道府県・市区町村の社会福祉協議会により設置・運営される。社会福祉法人全国社会福祉協議会によると、災害VCは、「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として運営され、専門性のあるNPO団体等の協力を得て、行政を始めとした関係機関との連絡・調整、被災者からのニーズの把握とボランティア活動とのマッチング、資機材の調達、情報発信等、被災者支援活動に関わる多くの調整を行っている。

災害VCを通じた主なボランティア活動（一般ボランティアによる活動）としては、被災家屋の泥かき・清掃、支援物資の運搬・仕分け、避難所の運営支援（生活環境改善、炊き出しなど）、仮設住宅への引越支援など多岐にわたる。



災害ボランティアセンターでの受付



被災家屋の泥かき

3-3 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ等について

(1) 令和2年7月豪雨災害に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨は、九州地方を始めとした全国の広範な地域において、河川の氾濫等による大規模な浸水被害を始め、道路や鉄道、水道等のライフライン、農業や観光業等地域の産業に甚大な被害をもたらした。

政府としては、被災自治体等と連携しつつ、人命の救助と応急復旧に全力で取り組むとともに、段ボールベッドやクーラー等の物資に加え、新型コロナウイルス感染症への対応としてマスクや消毒液等をプッシュ型で支援してきたが、被災地では、多くの方々が避難生活を強いられ、不安な日々を過ごされた。また、多くの中小・小規模事業者の方々が、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化している中で、今回の豪雨により大きな被害を受け、事業再開への気力を失いかねない厳しい現実に直面した。

こうした状況を踏まえ、政府一体となって、復旧・復興に向けた取組を更に加速させていくべく、

令和2年7月5日に開催された第1回非常災害対策本部会議の場で、安倍内閣総理大臣（当時）より、令和2年7月豪雨による被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、被災者生活・生業再建支援チームを設置するよう指示が出され、同月13日に開催された第7回非常災害対策本部会議において、被災者生活・生業再建支援チームを中心に、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを早急に取りまとめるよう、指示が出された。これを受けて、同年7月30日、政府は、令和2年7月豪雨に対し、被災地の生活と生業の再建に向け緊急に対応すべき施策として「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を取りまとめ、翌31日に約1,017億円の予備費の使用を閣議決定した。

（参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/r2ooame_saiken_pack.pdf）

本対策パッケージは、新型コロナウイルス感染症の影響下における被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、（1）生活再建、（2）生業の再建、（3）災害応急復旧、（4）災害救助等の4つのテーマを柱として施策を取りまとめ、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を講じていくこととしたものである。具体的には、被災者の生活の再建として、半壊家屋の解体への支援や、宅地内や道路、まちなかの廃棄物や土砂の迅速な撤去に加え、応急的な住まいの確保や、応急修理期間中にも被災者が仮設住宅を使用できることとした。また、生業再建として、従来のグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充・柔軟化した「なりわい再建補助金」の創設や、被災地の観光業の再建を図るための観光地の磨き上げ・収益力向上の支援、Go Toトラベル事業における被災地向け施策を行うとともに、果樹の植替えや農業用機械への支援、漁港の流木・土砂の処理への支援等の農林漁業への総合的な対策を行うこととした。

令和2年7月30日
 令和2年7月豪雨
 被災者生活・生業再建支援チーム

被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ

1. 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、第一弾として予備費等を活用し速やかに対応。
- 今後も、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を行う。

2. 緊急対応策（主なもの）

（1）生活再建

- 廃棄物・土砂の処理** ～生活圏内からの早期撤去を目指して～
 - ・宅地内や道路、まちなかの**廃棄物・土砂の迅速な撤去**
 - ・被災した**農業用ハウス**、**農作物等の撤去支援**
 - ・特定非常災害指定を踏まえた**半壊家屋の解体支援**による生活の早期再建促進
- 住まいの確保**
 - ・応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理への支援
 - ※**応急修理期間中にも仮設住宅を使用可能**
 - ・被災者生活再建支援金の支給（最大300万円）
 - ・罹災証明書の早期交付のための人的支援、被災者に対する空室提供等の情報を提供
- 切れ目のない被災者支援**
 - ・在宅高齢者等への戸別訪問、仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
 - ・通学支援、学習・就学支援、心のケア等
 - ・被災者の法律問題に対する無料法律相談
 - ・専用の無料消費者相談ダイヤルの設置等
- 交通の確保**
 - ・地域鉄道の代行バスや被災鉄道の災害復旧への支援
- 金融支援等**
 - ・生活福祉資金貸付等の貸付対象を被災世帯に拡大

（2）生業の再建

- 観光業等の中小・小規模事業者の支援**
 - ・これまでのグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充、柔軟化した「なりわい再建補助金（仮称）」を創設し、被災事業者に対して**手厚い支援**を実施（補助率最大3/4、上限最大15億円）
 - ※コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助（上限最大5億円）
 - ・被害実態に応じた支援が行えるよう**被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）**（補助率2/3、上限最大200万円）を措置
 - ・被災した商店街のアーケード・街路灯等の復旧、集客イベント等に取り組み費用を補助
 - ・**観光地全体の再建・磨き上げ・収益力向上の支援等とあわせ、観光需要回復・復興を強力に後押し**
 - ・日本政策金融公庫等による貸付支援等
- 農林漁業者の支援**
 - ・**野菜、果樹等の農作物が広範囲に浸水**したことを踏まえ、被災に伴い必要となる追加防除・施肥、種子・種苗の確保、作物残さの撤去、**被害果樹・茶の植替えや幼木の管理**、果樹の大規模な植替えに伴い入りが途絶える期間の**代替農地の確保や早期成園化**に向けた取組等を総合的に支援
 - ・被災した**農業用ハウスや農業用機械、畜舎、畜産物処理加工施設などの共同利用施設等の再建等**
 - ・**再度災害防止**の観点を踏まえつつ**農地・農業用施設の早期復旧**を進めるとともに、**災害への対応強化と生産性の向上等**を一体的に図る取組等を推進
 - ・被害を受けた山林・林道等の復旧、**荒廃林地における森林整備・治山対策**
 - ・**漁場・漁港等**に漂流・堆積する**流木・土砂等の除去、回収・処理**を支援
- 地域の雇用対策等**
 - ・今般の災害に係る雇用調整助成金の要件緩和、助成率の引上げ
 - ・災害によって事業所が休業した場合等にも雇用保険の基本手当（失業手当）を支給

（3）災害応急復旧

- 河川・道路等インフラの復旧**
 - ・公共土木施設等の**速やかな復旧、改良復旧、ごみや土砂・漂着流木の撤去及び土砂災害発生箇所の緊急的な対策等**
 - ・高度な技術等を要する被災地方公共団体管理河川、道路等の復旧工事を国等が**権限代行**
 - ・**當農再開**に向けた農地や農道の復旧、山林施設や漁港、海岸等の早期復旧
 - ・国による港湾施設の一部管理（八代港）
- 災害復旧事業の迅速化**
 - ・災害査定効率化、災害復旧事業の迅速な実施
 - ・国土省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、農水省サポート・アドバイsteam（MAFF-SAT）等による災害復旧の支援

（4）災害救助

- 避難所等の応急救助等**
 - ・避難所の設置、炊き出し等の応急救助
 - ・**ホテル・旅館の活用促進**
 - ・災害弔慰金の支給等
- 自衛隊等の活動**

出典：内閣府資料

(2) 令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に対する支援

令和2年12月～令和3年1月の大雪により、関越道や北陸道での立ち往生や、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が発生した。

政府においては、関係閣僚会議や関係省庁災害警戒会議・対策会議を開催し、警戒体制に万全を期すとともに、災害対応に取り組んできたところであるが、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が、躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を1月22日に取りまとめた。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/210122_setugaitaiou.pdf)

本対応策には、自治体の除排雪事業等への支援や農林漁業者、中小事業者に対する雪害への支援などを盛り込んでおり、自治体が行う除排雪の経費については、災害救助法の適用団体など218市町村を対象に、3月に交付すべき特別交付税の一部、369億円を繰り上げて交付することを1月22日に決定した。

令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に関する対応策

令和3年1月22日

1. 基本方針

- この冬の大雪により、関越道や北陸道での立ち往生や、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が報告されている。
- 今回、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を取りまとめた。
- 引き続き、被害状況の把握に努め、関係省庁が連携して必要な対応を行っていく。

2. 対応策

(1) 自治体の除排雪事業等への支援

- 自治体が行う道路の除排雪、雪下ろし経費等に対する財政支援
 - ・自治体の除排雪経費については、普通交付税、特別交付税により措置。
 - ・特別交付税の繰上げ交付（218市町村、369億円）。
 - ・高齢者等の雪下ろし作業の委託経費については、特別交付税により措置。
 - ・地方公共団体が管理する積雪寒冷地域における道路の除雪費については、年度当初において、社会資本整備総合交付金により支援。降雪状況に応じて、当初執行保留していた除雪補助や社会資本整備総合交付金の一部を追加的に配分。

- 災害救助法による住家の除雪（障害物の除去）の支援
 - ・法に基づく障害物の除去による救助期間の延長の実施など、実情を踏まえた運用。

(3) その他

- 立ち往生への対応
 - ・北陸道等における立ち往生については、検証結果を踏まえ、必要な対策を行う。
- 降雪に関する事故防止への呼び掛け等
 - ・自治体に対し、複数人での除雪作業の実施など、事故防止に向けた注意喚起のための事務連絡を发出。
 - ・除雪機使用時の事故防止や、大雪による被害に便乗した保険金詐欺などの悪質商法への注意喚起等と呼び掛け。

(2) 農林漁業者、中小事業者に対する雪害への支援

- 農業用ハウス等の再建や修繕、撤去、果樹の改植等への支援
 - ・被災した農業用ハウス等を自治体が撤去等する場合、災害廃棄物処理事業により支援。
 - ・園芸施設共済等の損害評価を迅速に行い、共済金を早期支払う。
 - ・農林漁業者の経営再建に向け、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等で支援。
 - ・被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費等を支援。

○中小事業者に対する支援

- ①中小企業団体等による特別の経営相談窓口の設置、
- ②日本政策金融公庫等による災害復旧貸付、
- ③信用保証協会による一般保証とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号など、災害復旧のための資金繰り支援等を実施。

出典：内閣府資料

(3) 令和3年福島県沖を震源とする地震被害に対する支援

令和3年2月13日深夜、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年の節目を迎えようとしている中、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が東日本大震災の被災地を襲った。

政府においては、関係閣僚会議を開催し災害応急対策に全力で取り組む一方、東日本大震災からの復興に大変な努力をされてきた地域の方々においては、一昨年令和元年東日本台風でも甚大な被害を受け、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化する中で発生したこの地震によって、生活を取り戻し、事業を再開する気力を失いかねない厳しい現実と直面した。

こうした状況を踏まえ、被災地の方々の復興に向けた希望が失われることのないよう、一刻も早く被災者に寄り添った支援を政府として行うべく、2月19日の閣僚懇談会において、菅内閣総理大臣

から、関係閣僚が連携して本地震に関する支援策を速やかに取りまとめるよう指示が出された。これを受けて、同月26日、政府は、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/210226_fukushima.pdf)

本支援策には、被災地からの要望の強い中小企業等グループ補助金などの被災者の生活と生業の再建や、新型コロナのワクチン接種会場となることが予定されている公共施設の復旧支援などを盛り込んでおり、直ちに追加の予算措置が必要となる中小企業等グループ補助金については、約31億円の予備費の使用を閣議決定した。

令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ

令和3年2月26日
内閣府(防災担当)
とりまとめ

1. 基本方針

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年の節目を迎えようとしている中で発生した福島県沖を震源とする地震に対し、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに対応を進めていく。コロナ禍における被災地の早期復旧への支援を進め、ワクチン接種の実施に支障が出ないようにする。また、今後も、被災地の課題や防災・減災、国土強靱化の取組などについてもしっかりと対応していく。
- 引き続き被災者の目線に立ち、被災自治体等とともに、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 生活再建

- 住まいの確保
 - ・ 被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)
 - ・ 救助法の応急修理等の実施、**耐震改修等への支援**
 - ・ 住宅補修等の相談窓口設置、現地相談実施への支援
- 災害廃棄物の処理
 - ・ **特例的な半壊家屋の解体支援等による早期再建支援**
 - ・ 被災した農業用ハウス等の処理の支援
- 被災地の受験生・学生等への支援
 - ・ **被災地域の受験生等への配慮**(追試験・振替試験等)
 - ・ 修学支援(授業料等減免・給付型奨学金等)、心のケア等
- 金融支援等
 - ・ 金融機関の返済猶予等の柔軟な対応、自然災害債務整理ガイドラインによる被災者の債務整理支援

(2) 生業の再建

- 中小・小規模事業者の支援
 - ・ **中小企業等グループ補助金を特例として措置**、事業再開・継続を支援(補助率:最大3/4)
 - ※ 東日本大震災からの復興途上であり、コロナの影響を受けている事業者に対して、一定の要件の下、**定額補助**(最大5億円)
 - ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
- 農林漁業者の支援
 - ・ **営農再開に向け**、種子等の確保、収穫・調製作業、共同利用施設、農業用ハウス、畜舎等の再建等を**総合的に支援**
 - ・ 特用林産振興施設や水産業共同利用施設等の再建・修繕・撤去等を支援
 - ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
- 観光復興に向けた支援
 - ・ **風評対策**として、SNSやHPを通じ**正確な被災地情報等を発信**するとともに、**観光資源の磨き上げ、魅力発信**を支援



【被災したホテル館内】



【ハウス内の設備破損】

(3) 災害復旧、ライフライン支援

- 公共土木施設等の迅速な災害復旧(被災した公共土木施設・農林水産業施設等の災害復旧、TEC-FORCE・MAFF-SATによる支援)
 - 公共施設等の復旧支援(医療施設・水道施設・学校施設・社会教育施設・社会福祉施設等の復旧) ○ 公共交通機関への支援
 - 東日本大震災からの復興事業(実施中の復興事業に対する支援)
- ・ 本支援策により生じる地方負担については、被災自治体の財政運営に支障が生じないように、適切に地方財政措置を講じる。

出典：内閣府資料